

# 公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和5年8月10日

収支等命令者

佐賀県唐津土木事務所長 岸川 俊介

## 1 競争入札に付する事項

- |              |                         |
|--------------|-------------------------|
| (1) 委託業務名    | 国道204号(唐房バイパス)開通式運營業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 仕様書のとおり                 |
| (3) 履行期間     | 契約締結日から令和5年11月30日(木)まで  |
| (4) 履行場所     | 仕様書のとおり                 |

## 2 入札に参加するために必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

- (1) 佐賀県の「物品の製造・修理又は購入に関する競争入札参加資格名簿」において、次のいずれかの品目を取り扱う登録を受けている者であること。
  - ① イベント用品
  - ② 旗、公告
- (2) 佐賀県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (3) 過去2年間に国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)又は地方公共団体との間において、当該契約と同種の契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資届と関係資料を令和5年8月21日(月)午後4時までに下記の担当課に持参又は郵送してください。(郵送の場合は簡易書留により同期限までに担当課へ必着)

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

#### (1) 提出書類

ア 入札参加届【様式1】

イ 営業概要書【様式2】

ウ 同種業務の履行実績調書【様式3】(過去2年間の国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)又は地方公共団体との同種契約の実績について記入の上、提出してください。)

#### (2) 担当課

佐賀県唐津土木事務所 総務課

〒847-0861

佐賀県唐津市二タ子3丁目1-5

電話：0955-73-2861

### 4 入札書の提出場所等

#### (1) 入札説明会

実施しません。

#### (2) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和5年9月1日(金)午前10時

イ 場所 佐賀県唐津市二タ子3丁目1-5

佐賀県唐津総合庁舎 土木事務所棟1階大会議室

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札

入札書は別添【様式4】により作成してください。

代理人が入札する場合は、入札前に別添【様式5】の委任状を提出してください。

## 5 その他

### (1) 入札保証金及び契約保証金

#### ① 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第2項第2号の規定により免除します。

#### ② 契約保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第115条第3項第3号の規定により免除します。

### (2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### (3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の内容及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者

オ 一人で2以上の入札をした者

カ 代理人でその資格のない者

キ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

### (4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 競争に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしているとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

### (5) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とします。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返しま

す。

ウ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

エ 1回目の開札の結果、最低の価格が予定価格を超える場合は、直ちに再度入札（1回目を含め3回を限度とする。）を行います。

(6) 契約書作成の要否  
要

(7) 問合せ先・方法

この業務に関する質問は、令和5年8月10日（木）から令和5年8月21日（月）までの間に、3の(2)の担当課へ質問・回答書【様式6】によりメールしてください。

なお、質問があった場合の回答は、令和5年8月28日（月）までにメールで全員に回答する予定です。

（メールアドレス：karatsudoboku@pref.saga.lg.jp）